

Q 未払い賃金の請求手続きと費用はどうなっているか

A 労基署では労働基準法違反での処罰を背景に使用者に支払いを迫りますが、使用者が応じない場合、労基署が取り立てることはしませんので民事の手続きで支払いを求めることになります。

その手続きと費用は下表のとおりです。

不払い賃金の請求手続きと費用

	調 停	支払督促	少額訴訟	通常訴訟
制 度	裁判所において、調停委員会の仲介等により、話し合いで紛争を解決する手続です	裁判所書記官が、債務者に対し、簡易迅速に金銭の一定額等の給付を命ずる手続です	60万円以下の金銭を請求する場合には限り、あまり複雑でない紛争について、原則として審理を1回で終わらせ、その場で判決を出す訴訟です	裁判所が、法廷で、お互いの言い分や証拠に基づいて、判決という形で判断を示し、紛争を解決する手続です
強 制 執 行	相手方が調停で定められた合意内容に従わない場合にできます	債務者が支払をせず、督促異議を申し立てない場合に、一定の手続を経てできます	相手方が判決に従わない場合にできます	
解 決 でき な かつ た 場 合	改めて訴訟等で争うこととなります	債務者から督促異議が申し立てられた場合は、訴訟手続に移行します	被告の申述等により、通常訴訟に移行する場合があります	
申 立 所	(原則) 相手方の住所地を管轄する簡易裁判所			140万円を超える金銭を請求する場合は、地方裁判所

必要なもの	申立書 手数料分の収入印紙 証拠等の書類等	申立書 手数料分の収入印紙	訴状 手数料分の収入印紙 証拠等の書類等
手数料	<p>(1) 調停を求める事項の価額が百万円までの部分 その価額十万円までごとに 五百円</p> <p>(2) 価額が百万円を超え五百万円までの部分 その価額二十万円までごとに 五百円</p>	請求の目的の価額に応じ、右の欄の額の二分の一の額	<p>(1) 訴訟の目的の価額が百万円までの部分 その価額十万円までごとに 千円</p> <p>(2) 訴訟の目的の価額が百万円を超え五百万円までの部分 その価額二十万円までごとに 千円</p>
郵送料	裁判書類などを郵送するための費用で、めやすとしては、当事者(原告又は被告)1人につき、3000 から 4000 円程度の費用が必要となります。		